

**(仮称)統合再編基幹病院人事給与制度導入支援及び人事評価制度設計・導入支援委託業務
に係る公募型プロポーザル 実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 統合再編基幹病院人事給与制度導入支援及び人事評価制度設計・導入支援委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 業務目的

市立伊丹病院（以下「伊丹病院」という）と公立学校共済組合近畿中央病院（以下「近畿中央病院」という）は、令和2年3月に策定した「市立伊丹病院と近畿中央病院の統合再編に係る基本方針」に基づき、大規模災害時における地理的優位性や市内全域からの受診アクセス・救急患者の迅速な搬送などを勘案し、現伊丹病院の敷地を活用し、統合再編基幹病院を整備することになりました。

統合再編基幹病院における人事給与制度及び人事評価制度については、令和3年度から具体的な検討を開始し、これまで、2病院に適用される人事給与制度の現状分析に基づき、統合再編基幹病院において適用される給料表及び諸手当の検討を行ったところです。

委託業者の選定方法については、病院の統合等における人事給与及び人事評価の制度構築に関する豊富な知識・経験と高度な調整能力・技術力が必要であることから、広く提案を求め、その提案内容のほか、実績、能力、適性、価格等を総合的に評価し、最も適した委託業者を特定するため、実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施します。

(3) 業務内容

➤ 新人事給与制度導入支援コンサルティング業務

- ・ 令和3年度に取りまとめた新給料表（素案）の精査

600床規模の病院における給料表とのさらなる比較検討及び下記のシミュレーション、手当を含めた支給総額等に基づき、必要に応じ、新給料表（案）見直し業務を行う

- ・ 役職定数及び等級、給与格付け方法検討支援業務

602床の高度急性期機能を有する統合再編基幹病院における各部門の役職数の設定、また現在の2病院で従事する職員の新給料表への給与の①直近上位及び②離職再採用の2つの方法での格付け比較検討業務

降職者が生じた際の取り扱いの検討業務、昇給停止となる職員の昇給の経過措置の検討業務

- ・ 現給保障

現給保障の対象範囲、償却方法、経過措置の期間の検討業務

- ・ 等級、給与格付け後の人件費シミュレーション業務

格付け方法、想定役職数、想定職員数による影響等を反映させた人件費シミュレーションを統合時及び中長期的な影響を想定し検討を行う

- ・ 新人事給与制度における昇任、昇格基準の課題整理及び立案、昇任昇格表の策定

- ・ 職員ごとの格付けの実施及び条件提示資料作成業務

- ・ 602床の高度急性期機能を有する病院としての各種手当の立案

- ・ 新人事給与制度の規程整備支援

➤ 組織編製の策定支援業務

602 床の高度急性期機能を有する統合再編基幹病院における組織編制の作成支援

- 統合時の職員引継ぎに関する取扱いの検討支援業務
 - ・退職再雇用時における職員の退職金の取扱いについての課題検討及び立案
 - ・職員の引継ぎに係る退職給与引当金の負担割合や会計処理についての検討及び立案
 - ・退職再雇用者の雇用条件の整理についての検討及び立案
 - ・組合対応に関する相談対応業務

先進の統合事例を参考として、統合再編基幹病院開院までの組合交渉に必要な資料作成支援及び対応への適切なアドバイス

- ・職員意向調査業務支援

調査方法の検討及び調査表の作成支援

- 激変緩和措置を反映した人件費シミュレーションの作成及び検証
- 人事評価制度設計コンサルティング業務
 - ・医師及び医師以外の人事評価制度設計業務
- 人事評価制度導入支援コンサルティング業務
 - ・評価者及び被評価者研修業務
 - ・人事評価制度導入運用マニュアル作成
- 上記業務における業務工程表の作成
- 看護職等人材確保についての相談対応業務
- 担当者会議等への同席（月 2 回程度定例会議開催）・資料作成・運営支援、関係部署への説明資料作成等
- その他必要と想定される事項

（４）履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 予算限度額

委託業務に係る費用の上限は、26,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とします。
提案価格（見積額）が予算限度額を超過した場合は、失格とします。

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- （１）伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （３）伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- （４）会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに委託業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けません。

- (1) 提出期限 : 令和4年6月1日(水) 午後4時00分まで(必着)
※締切以降、業務にかかる質問は受け付けません。
- (2) 提出先 : 市立伊丹病院事務局総務課
電子メール : itami-hp@city.itami.lg.jp
- (3) 提出方法 : 質問書(様式6)により、電子メールで提出。
(必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しません。)
- (4) 回答方法 : 令和4年6月7日(火)までに、質問者に電子メールで回答するとともに、市立伊丹病院ホームページ上に掲載します。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出してください。

- (1) 提出期限 : 令和4年6月13日(月) 午後4時00分まで(必着)
- (2) 提出先 : 市立伊丹病院事務局総務課
- (3) 提出方法 : 郵送で提出
(必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)
- (4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
① 参加表明書	様式1	1部	8部
② 会社概要	様式2	1部	8部

6 参加資格の確認及び企画提案書等の提出を要請する者の選定

参加表明書等の提出書類に基づき、「3 参加資格」に定める参加資格要件を満たしているかどうか確認を行うとともに、「(仮称) 統合再編基幹病院人事評価制度設計・導入支援及び人事給与制度導入支援コンサルティング委託業務プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)において、参加表明書等に基づき書類審査を行い、企画提案書等の提出を要請する事業者(「上位5者程度」)を選定します。

選定された者にあつては、その旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を要請します。また、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

- (1) 通知日 : 令和4年6月15日(水)
- (2) 通知方法 : 参加表明書連絡先に記載のメールアドレス及び郵送にて通知。
(郵送は到着が通知日の数日後になります。)

選定されなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 : 令和4年6月17日(金)午後4時00分まで(必着)。
- ② 提出先 : 市立伊丹病院事務局総務課
- ③ 提出方法 : 郵送で提出。
(必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)
- ④ 様式 : 任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと)

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年6月24日(金)午後4時00分まで(必着)
※参加表明書等を提出した事業者においても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとします。
- (2) 提出先 : 市立伊丹病院事務局総務課
- (3) 提出方法 : 郵送で提出。
(必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
③ 業務実施方針及び手法	様式3	1部	8部
④ 企画提案書等の提出について(鑑)	様式4	1部	8部
⑤ 企画提案書	任意様式	1部	8部
⑥ 業務工程表	任意様式	1部	8部
⑦ 価格見積書	様式5	1部	8部

(5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ	【病院統合における人事給与制度及び人事評価制度の導入について】

- (6) 作成時の留意事項 : 別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

8 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

別表の企画提案書等の評価項目及び評価基準に基づき、審査会において、審査及び評価を行います。最終評価点は「参加表明書(書類審査)」及び「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とします。評価点が同点の場合は、審査会において順位を決定します。

(2) ヒアリング審査

企画提案書等の提出を要請する事業者に選定された者のうち、期日までに企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の実施概要は次に示すとおりです。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からヒアリングの方法の変更の可能性があります。

ります。その場合は電子メールにて連絡します。

項 目	内 容
① 実施予定日	令和4年7月1日（金）予定
② 実施場所	市立伊丹病院内会議室（伊丹市昆陽池1丁目100番地）予定
③ 実施方法	・ 1者につき45分（説明30分以内、質疑15分程度）を予定。 ・ ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とします。パワーポイント等による説明は可能とし、その場合のプロジェクター及びスクリーンは本市で用意します。（当日の投影データ、PCは提案者で用意してください。HDMI・D-subの接続が可能です。） ・ 説明は、本業務を受託した場合に主たる担当となる方が行ってください。 ・ 出席者は5名以内とします。 ・ ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングを実施する提案者に別途通知します。

（３）受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知します。また、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても、ヒアリング審査を行い、失格事項に該当することなく最終評価点が450点以上の場合、受託候補者に特定されます。

受託候補者に特定されなかった事業者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知します。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。回答は書面で行うものとします。

- ① 提出期限 ： 令和4年7月8日（金）
- ② 提出先 ： 市立伊丹病院事務局総務課
- ③ 提出方法 ： 郵送で提出。
（必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。）
- ④ 様 式 ： 任意様式（住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと）

（４）契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された事業者と市立伊丹病院及び公立学校共済組合は契約交渉を行います。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった事業者と契約交渉を行います。

（５）結果の公表

審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとします。

9 日 程

実施内容	実施期間
公示	令和4年5月30日（月）
質問受付期間	令和4年5月31日（火）～6月1日（水）
質問回答日	令和4年6月7日（火）
参加表明書等受付期間	令和4年6月13日（月）
書類審査結果通知 （企画提案書の提出要請及び ヒアリング日時時の通知）	令和4年6月15日（水）
企画提案書等受付期間	令和4年6月16日（木）～6月24日（金）
ヒアリング実施予定日	令和4年7月1日（金） 予定
特定結果通知予定日	令和4年7月4日（月）
契約締結予定日	令和4年7月6日（水）

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- （１）企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- （２）企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- （３）提案価格（見積額）が、「２ 予算限度額」に示した価格（予算限度額）を超過しているとき
- （４）企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- （５）提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- （６）プロポーザルの手続きの過程で、「３ 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- （７）ヒアリング審査に出席しなかったとき
- （８）次のいずれかの行為を行ったとき
 - ①本審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
 - ②他の提案参加者と応募内容又はその意思について相談を行うこと
 - ③受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること
- （９）ヒアリング審査を行い、最終評価点が４５０点未満のとき
- （１０）その他企画提案書等作成要領に基づき、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき

11 契約について

契約内容及び業務内容については、受託候補者として選定後、企画提案書等の内容をもとに市立伊丹病院及び公立学校共済組合と詳細を協議するものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとします。

12 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。また、書類の不達及び遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、市立伊丹病院及び公立学校共済組合はこの責を負いません。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じてください。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類はいかなる理由であっても返却しません。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはありません。ただし、本プロポーザル手続き及びこれにかかる事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存等を行います。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とします。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに文書で通知してください。取り下げによる不利益な取り扱いはありません。
- (7) 本提案にかかる提出書類は、伊丹市情報公開条例（平成 17 年 3 月 24 日条例第 3 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

13 支払い条件

出来高払いとする。

14 送付先及び問い合わせ先

市立伊丹病院事務局総務課

〒664-8540 伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番地 伊丹病院事務局内

電話番号 072-777-3118（直通）

ファクス 072-781-9888

電子メール itami-hp@city.itami.lg.jp